

介護サービスの指定の種類について(地域支援事業を除く)

資料番号
2

	埼玉県が指定	白岡市が指定
介護給付	◎指定居宅サービス 【在宅系サービス】 ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 【居住系サービス】 ・特定施設入居者生活介護	◎指定地域密着型サービス 【在宅系サービス】 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス) ・地域密着型通所介護 【居住系サービス】 ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	◎介護老人福祉施設	◎居宅介護支援
	◎介護老人保健施設	
	◎介護医療院	
◎介護療養型医療施設		
予防給付	◎指定介護予防サービス 【在宅系サービス】 ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売 【居住系サービス】 ・介護予防特定施設入居者生活介護	◎指定地域密着型介護予防サービス 【在宅系サービス】 ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 【居住系サービス】 ・介護予防認知症対応型共同生活介護